

第 10 回教育委員会

平成 28 年 5 月 24 日
午 後 1 時 30 分
本庁舎屋上会議室

議 案

報告第 8 号 教科書採択におけるアンケート調査にかかる調査結果報告について

平成28年 陳情第14号

「フジ住宅（株）が育鵬社教科書の採択運動をし、大阪市教育委員会の審議に反映させた件につき、真相を究明し責任を明らかにする陳情書」についての報告

（陳情項目）

大阪市教育委員会は、フジ住宅が組織的に行った採択運動のきっかけとなった、「大阪市の（昨年の）教科書採択については、アンケートが決めてとなる」という情報がどこから育鵬社へ流出したかを究明し、また不正を許すアンケート方法と集計、昨年8月5日採択委員会へ数値を報告することなどを自らが決めた経過、またアンケート用紙に記入された内容など、情報すべてを開示し、その責任を明らかにしてください。

平成28年2月10日に受理された上記陳情第14号に対して、平成28年2月23日の教育こども委員会において採択されたことを踏まえ、教育委員会事務局として陳情項目について調査を行い、その結果をとりまとめたため、下記の通り報告する。

なお、教育委員に対しては、平成28年2月25日の教育委員協議会において、陳情書の内容について報告した際、情報の存在についての申し出はなかった。

記

1 調査項目

- （1）『「アンケートが決めてとなる」という情報の流出経路』について
- （2）他都市における教科書展示会のアンケートの状況
- （3）教科書の閲覧に関するアンケートに記入された内容
- （4）8月5日教育委員会会議の議事運営の状況

2 調査方法

- （1）事務局職員へのヒアリング
- （2）育鵬社への聞き取り
- （3）教育委員会会議及び選定委員会の議事録の確認
- （4）他都市へのヒアリング
- （5）アンケートの自由記述欄の再検証
- （6）答申の内容の確認

3 各調査の内容

- （1）事務局職員へのヒアリング
 - ・ 調査者は、指導部担当課長及び指導部主任指導主事（2名）
 - ・ 3月15日（火）指導部職員3名へ面談による聞き取り
 - ・ 3月22日（火）指導部職員3名へ面談による聞き取り
 - ・ 3月28日（月）指導部職員8名へ面談による聞き取り
 - ・ 3月31日（木）指導部職員1名へ面談による聞き取り
 - ・ 4月1日（金）教育センター職員1名へ面談による聞き取り
 - ・ 4月15日（金）教育センター職員9名へ面談による聞き取り

(2) 育鵬社への聞き取り

- ①調査時期 平成28年4月25日(月)
- ②調査者 指導部主任指導主事
- ③調査事項 平成27年の大阪府中学校教科書採択の際に、育鵬社の社内において「大阪府の教科書採択については、アンケートが決めてとなる」という情報が存在したかどうか。
- ④経緯
 - ・指導部主任指導主事が育鵬社へ電話をかけ、調査の趣旨を伝える。
 - ・電話で対応した職員から調査事項について確認し、折り返し回答する旨が伝えられる。
 - ・その後、育鵬社から主任指導主事あてに電話があり、回答を得た。

(3) 教育委員会会議及び選定委員会の議事録の確認

- ①調査時期 平成28年4月4日(月)～4月15日(金)
- ②調査者 総務部総務課課長代理、指導部主任指導主事(中学校教育)
指導部指導主事(中学校教育)
- ③調査方法 両会議の議事録の読み取り調査

(4) 他都市へのヒアリング

- ①調査時期 平成28年2月24日(水)～3月1日(火)
- ②調査者 指導部指導主事(中学校教育)8名
- ③調査都市 10都市：堺市・東大阪市・四条畷市・河内長野市・京都市・
神戸市・横浜市・仙台市・名古屋市・広島市
- ④調査方法 当該市教育委員会の教科書採択担当者に電話で聞き取り
- ⑤調査項目
 - ・教科書センター設置箇所数
 - ・教科書センター設置場所
 - ・アンケート実施有無
(アンケート未実施の場合)
 - 意見聴取するために工夫したこと
 - (アンケート実施の場合)
 - 記入日・保護者・一般・市内在住・市外在住などの記入欄の有無
 - 氏名・住所・年齢・性別などの記入する欄の有無
 - 質問項目の内容
 - 自由記述欄の有無
 - 回収総数
 - 持ち帰りの可否
 - 同一人物による重複記入の可否
 - 監視役の有無
 - 集約方法(自由記述欄の集約も)
 - 集約結果の公表の有無と集約結果の取扱

(5) アンケートの自由記述欄の再検証

- ①調査時期 平成28年2月25日（木）～3月24日（木）
- ②調査者 指導部主任指導主事（中学校教育）2名、
指導部指導主事（中学校教育）8名
- ③調査方法 アンケート用紙の再読み取り

(6) 答申の内容の確認

- ①調査時期 平成28年4月4日（月）～4月12日（火）
- ②調査者 総務部総務課課長代理1名
指導部主任指導主事（中学校教育）1名
指導部指導主事（中学校教育）2名
- ③調査方法 答申内容の再読み取り

4 各調査の結果

(1) 『「アンケートが決めてとなる」という情報の流出経路』について

教科書採択については「アンケートが決めてとなる」という情報は存在せず、大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会（以下「選定委員会」という）の答申を参照し、教育委員会の権限と責任において公正かつ適正に行われた。以下にその結論にいたる調査結果を示す。

① 事務局職員へのヒアリング

平成28年度使用教科用図書の採択に関わった事務局職員25名にヒアリングを行った。その結果「大阪市の教科書採択については、アンケートが決めてとなる」という情報を育鵬社に伝えたという職員は確認できなかった。さらには、選定委員会や教育委員協議会、教育委員会会議の場で誰かがそのような趣旨の発言をするのを聞いた者もいなかった。

② 育鵬社への聞き取り

育鵬社の職員からは『育鵬社の社内において「大阪市の教科書採択については、アンケートが決めてとなる」という情報は存在しない。』という旨の回答があった。

③ 会議録の確認

平成27年8月5日の教育委員会会議の会議録には「アンケートが決めてとなる」というような趣旨の発言は見当たらなかった。また、平成27年7月13日の第2回選定委員会の会議録において、以下のようなやりとりが一カ所あった。しかしながら、歴史的分野及び公民的分野の答申を確認したところ、特定の教科用図書に偏った記述は認められず、アンケートの結果が答申の作成に影響を及ぼした事実は認められなかった。

選定委員：教科書センターのアンケートの自由記述欄が「社会科」に関することが多かったとのことだが、具体的にはどのようなものなのか。

事務局：「育鵬社」と「自由社」に対する意見が大半で、採択の是非についてである。

選定委員：そのアンケートの意見も生かさなければならないのでは。

選定委員：そのためにも、しっかりとアンケート結果に目を通す必要がある。

④ 教科書センターのアンケートについて

教科書センターのアンケートの趣旨は保護者、市民の皆様に教科書採択への関心をもってもらい、また、教科書の閲覧について広く意見を集めることを目的としているのであり、直接的に採択に影響を与えるものではない。このことから、同一人物による重複記入があったとしても、採択の公平性、公正性を損ねるとは言えず、実際にアンケート結果が採択に影響した事実は認められなかった。

以上①～④のとおり、「アンケートが決めてとなる」という情報そのものの存在が認められず、そのような情報が教育委員会事務局内部で共有された事実は認められなかった。また、育鵬社への情報流出も認められなかった。さらに、アンケートの結果が採択に影響したことも認められなかった。

(2) 他都市における教科書展示会のアンケートの状況

近隣10都市の教科書センターにおけるアンケートの状況について、ヒアリングを行った。

アンケートを行っていない都市が1つあったが、アンケートを行った都市では、多くがアンケートの持ち帰りや同一人物が重複して記入することについては特に禁じておらず、教科書センターに監視役も置いていないなど、本市と同等の手法で行われていた。

個人情報保護条例第6条第1項において、個人情報とは事務の目的の達成に必要な範囲で収集しなければならないとされており、本件アンケートの趣旨・目的から考えると、氏名や住所などの個人情報は必ずしも必要ではないため、氏名や住所の記入を求めなかったことについて、特段の問題はないものと考えられる。また、教科書センターに監視役を置くことについても、多大な労力やコストが必要となり、それらに見合うだけの必要性は乏しいと考えられ、さらには、監視されている中では、自由に意見を書きにくく、アンケートに答えてもらえなくなる恐れがあるため、必ずしも適切とは言えない。

以上のとおり、今回のアンケートの実施方法については、通常一般的に行われる手法で行われたものであり、問題があるものとは考えられない。また、アンケートの持ち帰りや、同一人物による重複記入は禁止しておらず、そういった行為が行われたとしても不正とまでは言えないと考えられる。

(3) 教科書の閲覧に関するアンケートに記入された内容

自由記述欄について再検証を行ったところ、育鵬社の教科書に対する肯定的・否定的意見を同一人物が重複して記入したと思われるアンケートが相当数あった。

他の教科の教科書に関する自由記述欄に関しても再検証を行ったところ、数件

から50数件と教科によってばらつきが認められるものの全ての教科について賛否が記入されていることも判明した。

しかしながら、前述のように、アンケートの実施方法について特に問題があったとは認識しておらず、不正とまでは言えないと考えられる。

(4) 8月5日教育委員会会議の議事運営の状況

社会科の教科用図書に対する市民の関心は非常に高く、かつ、慎重に議論をする必要があることから、8月5日に社会科の教科用図書について採択を行い、他の教科は8月11日に行った。

社会科の採択に関しては、まず、地理的分野と地図について採択が行われ、続いて歴史的分野・公民的分野の採択が行われた。

アンケート結果を会議で報告することとなった経緯について、全市的にアンケートを実施した以上は、アンケートを集約し、結果を広く一般に公表することは、市民に開かれた行政として当然のことであり、事務局としては、いつでも説明できるよう準備をしていた。歴史的分野の採択の前に、教育委員からアンケートの集約結果について説明の求めがあり、指導部長から3つの質問と自由記述欄の集約結果を説明した。その際の具体的なやりとりは次の通りであり、それぞれのアンケート項目について、最も回答が多かった内容を報告する中で、自由記述欄において最も意見が多かったものとして育鵬社の教科用図書の採択に係る賛否を報告したものであって、やりとりに不自然な点等は認められなかった。

大森委員長：続いて、歴史の教科書を採択してまいります。各行政区に設けられている教科書センター、あるいは直接教育委員会にも、特に歴史と公民の教科書の採択について、様々な意見、要望が寄せられております。委員の皆様もすでにご承知のことと思いますが、市民の皆様のご関心が非常に高いということで、この間慎重に調査、研究、協議を重ねてきておりますが、本日の審議におきましても慎重に検討してまいりたいと考えております。ここで、教科書センターに寄せられたアンケートの集約結果について、事務局より説明をお願いします。

加藤部長：文部科学省から開かれた採択の視点から、「採択に、より広い視野からの意見を反映させるために保護者等の意見をふまえた調査研究の充実に努めること。」と通知がございました。それを踏まえまして、各区の区役所や区民センター、市立図書館などにご協力を要請しまして、教科書センターを設置し、教科書展示会を約4週間実施いたしました。各展示会会場では、保護者、学校協議会委員、そして一般市民の皆様を対象に、アンケートを実施し、集約の結果、回収いたしましたアンケートの総数は2604件に上っております。アンケートの内容については、3つの質問と自由記述欄を設け実施いたしました。結果の概要についてですが、アンケート内容の1つ目は、展示会の開催をどのように知った

かという質問でございます。回答といたしましてはホームページや、区役所の広報紙で知った方が多くいた。2つ目は、閲覧した教科書の種類と学年についての質問でございますが、社会の歴史や公民の教科書に対する関心が高く、学年については、大きな差異はございませんでした。3つ目は、大阪市で使用する教科書にとって何が重要かという質問でございますが、資料が正確・豊富で、わかりやすい点や生徒の興味・関心・意欲を喚起する話題や題材である点が重要であるという意見が多ございました。最後に、ご意見・ご感想など、自由記述欄を設けておりますが、その内容といたしましては、全体として、1901件あり、社会科の教科書に関する意見が1428件ございました。そのうち、育鵬社の発行する教科書の採択に関する意見が最も多くございまして、採択について肯定的と考えられます意見が約7割、採択について否定的と考えられます意見が約3割ございました。

アンケート集約結果の報告の後、引き続いて歴史的分野及び公民的分野の教科用図書の採択手続が行われた。教育委員各自が、選定委員会の答申を参照し、事務局からの専門的な助言や情報提供を受けながら、実際に教科用図書を読み込む形で調査・研究を行った結果に基づき、それぞれの教科用図書の評価や採択に係る考え等を述べた後に、採択すべきと考える教科用図書を挙げていった。採択の結果は、歴史的分野においては、育鵬社が4名、帝国書院が2名、公民的分野においては、育鵬社が4名、日本文教出版が2名であり、それぞれ育鵬社が採択された。このように、採択結果が分かれ、歴史的分野と公民的分野で異なる教科用図書を推す委員もいたこと、採択手続の経緯などから考えると、「アンケートが決めてとなった」事実認められず、また、それを裏付けるような資料も確認できなかった。

5 結論

以上のとおり、アンケートの実施方法や集約結果、8月5日の教育委員会会議での報告、採択手続などにおいて、問題と言えるような事実は認められず、平成28年度使用教科用図書の採択にあたっては教育委員会の権限と責任において公正かつ適正に行われたものである。

6 資料一覧

- 資料1 教科書の閲覧に関するアンケート
- 資料2 教科書の閲覧に関するアンケート 集約結果
- 資料3 平成27年第18回教育委員会会議議事録
- 資料4 他都市における教科書展示会のアンケートの状況
- 資料5 他都市のアンケート用紙
- 資料6 平成27年度教科書センターにおけるアンケート実態調査
- 資料7 教科書の閲覧に関するアンケート自由記述欄の意見について
- 資料8 平成28年度使用教科用図書の採択の方式について
- 資料9 答申（社会科歴史的分野・公民的分野）